

議案第61号

専決処分の承認について(相模原市市税条例等の一部を改正する条例)  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと  
おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月22日提出

相模原市長 本村賢太郎



専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

相模原市長 本村賢太郎



相模原市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令(令和8年総務省令第44号)が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に地方税法(昭和25年法律第226号)、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)が改正されることに伴い、これらの法令の用語又は条項を引用する規定の整理及び耐震基準適合住宅等に対して課する固定資産税等の減額の申告に係る規定の改正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

相模原市市税条例等の一部を改正する条例

(相模原市市税条例の一部改正)

第1条 相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条及び第30条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第30条の3を削る。

第31条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1号オ中「第15条の15」を「第15条の9」に改める。

第32条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第33条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第34条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第61条第1項第2号中「、法第454条」を削る。

附則第4条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第4号」に、「7分の6」を「4分の3」に改め、同条第8項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第16項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第18項を同条第12項とし、同条第19項を同条第13項とする。

附則第4条の3第1項及び第2項中「附則第12条第19項」を「附則第12